

一、最新中国法令

● 关于进一步促进资本市场健康发展的若干意见

- 【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2014〕17号
【发布日期】2014-05-08
【内容提要】该意见从发展多层次股票市场、规范发展债券市场、培育私募市场、推进期货市场建设、提高证券期货服务业竞争力、扩大资本市场开放、防范和化解金融风险、营造资本市场良好发展环境等方面提出若干意见。其中包括：

放宽业务准入
研究证券公司、基金管理公司、期货公司、证券投资咨询公司等交叉持牌，支持符合条件的其他金融机构在风险隔离基础上申请证券期货业务牌照。
便利境内外主体跨境投融资
<ul style="list-style-type: none">▪ 扩大合格境外机构投资者、合格境内机构投资者的范围，提高投资额度与上限。▪ 稳步开放境外个人直接投资境内资本市场。▪ 在符合外商投资产业政策的范围内，逐步放宽外资持有上市公司股份的限制，完善对收购兼并行为的国家安全审查和反垄断审查制度。
逐步提高证券期货行业对外开放水平
适时扩大外资参股或控股的境内证券期货经营机构的经营范围。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-05/09/content_8798.htm

● 关于商标法修改决定施行后商标评审案件有关问题的通知

- 【发布单位】国家工商行政管理总局商标评审委员会
【发布文号】商评综字〔2014〕第1号
【发布日期】2014-04-30
【内容提要】根据该通知：
- 对于申请人于商标法修改决定施行前已经提出申请、商标评审委员会尚未审结的争议案件，商标评审委员会于商标法修改决定施行后参照无效宣告案件进行审理，作出关于无效宣告请求的裁定。
 - 商标局在商标法修改决定施行前作出的异议裁定，当事人于2014年05月01日前（不包括05月01日）收到的，可以提出异议复审申请，符合15天法定

一、最新中国法令

● 資本市場の健全なる発展の更なる促進に関する若干意见

- 【発布機関】国务院
【発布番号】国発〔2014〕17号
【発布日】2014-05-08
【概要】本意見は、多層的な株式市場の発展、債権市場の規範的な発展、プライベートファンド市場の育成、先物市場建設の推進、証券先物サービス業の競争力引き上げ、資本市場開放の拡大、金融リスクの予防と解決、資本市場の良好な発展環境などの建設の面から若干意见を提出した。それには以下の内容が含まれる。

業務参入条件の緩和
証券会社、ファンド管理会社、先物会社、証券投資コンサルティング会社などの相互免許保有を研究し、条件を満たすその他の金融機関がリスクヘッジに基づき行う証券先物業務免許の申請を支持する。
国内外主体のクロスボーダー投融资の利便化
<ul style="list-style-type: none">▪ 適格国外機構投資家、適格国内機構投資家の範囲を拡大し、投資限度枠の上限を引き上げる。▪ 国外個人の国内資本市場への直接投資を安定的に開放する。▪ 外商投資産業政策に合致する範囲内で、外資による上場会社株式の保有に関する規制を段階的に緩和し、買収合併行為に対する国家安全審査および独占禁止審査制度を整備する。
証券先物業界の対外開放水準の段階的な引き上げ
外資が資本参加または持分支配している国内証券先物経営機構の経営範囲を適時に拡大する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-05/09/content_8798.htm

● 商標法改正決定施行後の商標審議案件関連事項に関する通知

- 【発布機関】国家工商行政管理総局商標審議委員会
【発布番号】商評綜字〔2014〕第1号
【発布日】2014-04-30
【概要】本通知によると、以下の通りである。
- 出願者が商標法改正決定施行前に既に出願済みで、商標審議委員会が未だ審査を終了していない紛争案件については、商標審議委員会が商標法改正決定施行後に無効宣告案件に照らして審理を行い、無効宣告請求に関する裁定を下す。
 - 商標局が商標法改正決定施行前に下した異議裁定で、当事者が2014年5月1日以前（5月1日を含まない）に受け取ったものについては、異議再審査申請を行うことができ、15日間の法

复审期限的，商标评审委员会予以受理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201405/t20140507_144901.html

● 关于公开有关专利行政执法案件信息具体事项的通知

【发布单位】国家知识产权局
【发布文号】国知发管字〔2014〕23号
【发布日期】2014-04-21
【内容提要】该通知对专利行政执法案件信息的公开主体与权限、公开内容、公开时限、公开方式、工作规范、监督指导作出明确规定。自2014年06月01日起，各公开主体要按要求公开专利行政执法案件信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.sipo.gov.cn/tz/qz/201404/t20140429_941745.html

● 关于在上海市试点下放无船承运业务管理权限有关事项的公告

【发布单位】交通运输部
【发布文号】交通运输部公告2014年第16号
【发布日期】2014-05-07
【内容提要】根据该公告：
▪ 自2014年05月15日起，公司（含分支机构）或境外公司指定联络机构注册在上海市的无船承运业务经营资格审批由上海市交通运输主管部门负责。
▪ 交通运输部已颁发的无船承运业务经营资格登记证继续有效。2014年05月15日以后到期需办理延期或其他变更业务的，注册在上海市的经营人到上海市交通运输主管部门办理相关手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201405/t20140507_1615168.html

● 中国（上海）自贸试验区企业实行年报公示的催告通知

【发布单位】上海市工商行政管理局
【发布日期】2014-04-29
【内容提要】根据该通知：
▪ 凡2013年12月31日之前，在自贸试验区内领取营业执照的企业法人、非法人企业及其分支

定再審査期間に合致する場合は、商標審議委員会がこれを受理する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201405/t20140507_144901.html

● 特許行政法執行案件関連情報公開の具体事項に関する通知

【発布機関】国家知的財産権局
【発布番号】国知発管字〔2014〕23号
【発布日】2014-04-21
【概要】当該通知は特許行政法執行案件情報の公開主体と権限、公開内容、公開期間、公開方式、作業規範、監督指導について明確な規定を設けた。2014年6月1日から、各公開主体は要求に従って特許行政法執行案件情報を公開しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sipo.gov.cn/tz/qz/201404/t20140429_941745.html

● 上海市における NVOCC 業務管理権限の委譲試行関係事項に関する公告

【発布機関】交通運輸部
【発布番号】交通運輸部公告2014年第16号
【発布日】2014-05-07
【概要】本公告によると、以下の通りである。
▪ 2014年5月15日から、会社（分支機構を含む）または国外の会社が指定した連絡機構の、登録地を上海市とする NVOCC 業務経営資格の審査許可については、上海市交通運輸主管部門が行う。
▪ 交通運輸部が発行済みの NVOCC 業務経営資格登記証はそのまま有効である。2014年5月15日以降の期間満了時に延長またはその他の業務変更手続きが必要な場合、登録地を上海市とする事業者は上海市交通運輸主管部門にて関係手続きを行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201405/t20140507_1615168.html

● 中国（上海）自由貿易試験区企業の年度報告公示実施に関する催告通知

【発布機関】上海市工商行政管理局
【発布日】2014-04-29
【概要】本通知によると、以下の通りである。
▪ 2013年12月31日以前に、自由貿易試験区内で営業許可証を受け取った企業法人、非法人企業およびその

机构，应当在 2014 年 03 月 01 日至 06 月 30 日，通过法人一证通数字证书登录上海市工商行政管理局门户网站（www.sgs.gov.cn）的自贸试验区企业信用信息公示系统向工商行政管理机关报送 2013 年度年度报告后，向社会公示。

- 未按规定期限公示年度报告的企业，将被载入经营异常名录，并在企业信用信息公示系统向社会公示。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2014-04-29-0000009a201404290001.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [商务部发布《中国对外贸易形势报告（2014 年春季）》](#)

日前，商务部发布《[中国对外贸易形势报告（2014 年春季）](#)》。报告回顾了 2013 年及 2014 年一季度中国外贸运行情况。包括：

- [一、2013 年中国对外贸易发展情况；](#)
- [二、2014 年一季度中国对外贸易发展情况；](#)
- [三、2014 年中国对外贸易发展环境分析。](#)

（里兆律师事务所 2014 年 05 月 09 日编写）

- [商务部：新版加工贸易目录下半年出台](#)

据悉，目前商务部正牵头调整加工贸易目录，对禁止类将做出“有增有减”的动态调整。新版加工贸易目录将在 2014 年下半年出台。

目前加工贸易按照“负面清单”实行商品分类管理，定期发布加工贸易禁止类和限制类目录。现行的加工贸易禁止类目录共有 1803 个 10 位商品编码，限制类目录共 500 个 10 位商品编码。

（里兆律师事务所 2014 年 05 月 09 日编写）

分支機構は、2014 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、法人オンライン身分統一認証デジタル証書を通じて上海市工商行政管理局ポータルサイト（www.sgs.gov.cn）の自由貿易試験区企業信用情報公示システムにログインし、工商行政管理機関に対し 2013 年度年度報告を申告した後、社会に向け公示しなければならない。

- 定められた期間内に年度報告を公示しなかった企業は、経営異常名簿に記載の上、企業信用情報公示システム上で社会に向け公示する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2014-04-29-0000009a201404290001.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [商務部は「中国对外贸易形势报告（2014 年春季）」を公表した](#)

先頃、商務部は「[中国对外贸易形势报告（2014 年春季）](#)」を公表し、過去 2013 年および 2014 年第 1 四半期の中国外国貿易運行状況を報告した。それには以下の内容が含まれる。

- [一、2013 年中国对外贸易发展状况。](#)
- [二、2014 年第 1 四半期中国对外贸易发展状况。](#)
- [三、2014 年中国对外贸易发展环境分析。](#)

（里兆法律事務所が 2014 年 5 月 9 日付で作成）

- [商務部：新版加工貿易目錄が下半期に公布される](#)

情報筋によれば、現在、商務部は先頭に立って加工貿易目錄の調整を行っており、禁止類に対し「追加と削減」のダイナミックな調整を行っている。新版加工貿易目錄は 2014 年下半年に公布される。

現在、加工貿易は「ネガティブリスト」に基づき商品の分類管理を行っており、加工貿易禁止類と制限類目錄を定期的に公布している。現行の加工貿易禁止類目錄は計 1,803 の 10 桁商品番号、制限類目錄は計 500 の 10 桁商品番号となっている。

（里兆法律事務所が 2014 年 5 月 9 日付で作成）

● 国家知识产权局就《职务发明条例草案（送审稿）》公开征求意见

日前，国家知识产权局公布《职务发明条例草案（送审稿）》及其说明并公开征求意见。同时，还公布了公开征求意见稿 2012 年 11 月稿及意见汇总、征求意见稿 2012 年 08 月稿及意见汇总，以及三稿对照表。

送审稿的主要内容包括：

关于发明的权利归属
约定优先原则。单位可以在规章制度中规定或者与发明人约定利用单位物质技术条件完成的发明的权利归属。
关于发明的报告和申请知识产权
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 发明人作出与单位业务有关的发明后应当向单位报告，并提出该发明是职务发明还是非职务发明的意见。 ▪ 如果发明人认为属于非职务发明的，单位应当在规定期限内进行答复，否则视为同意发明人的意见。
关于职务发明人的奖励报酬
包括奖励报酬的基本原则、确定奖励报酬的因素、支付期限、发明人的知情权、无约定情况下奖励报酬的最低标准、特殊情况下的权益保障。

（里兆律师事务所 2014 年 05 月 09 日编写）

● 集体劳动事件的预防与对应

随着中国劳动关系正从个别劳动关系向集体劳动关系转型、以及劳动者权益意识和行动意识的提高，在中国，集体劳动事件（即：员工为表达其利益诉求，集体停工或集体对抗企业管理等）的发生呈不断上升的趋势。

根据律师处理此类事件的经验，现阶段，引发集体劳动事件的诱因主要有如下两类：

1. 涉及劳动关系内容的变动：企业因重大经营事件（如，企业清算、停产、部门整合、并购重组、搬迁等）对员工的工作内容、岗位等进行调整或大规模解除、终止劳动合同。
2. 涉及具体劳动待遇：企业与员工之间因工资、福利待遇、工作时间、休假等相关劳动待遇事项发生集体争议。

集体劳动事件一般表现为突发性，但导致其产生的因素通常在企业的日常生产经营过程中就已经存在。为了最大程度减少集体劳动事件发生的几率、降低发生时的程度，企业可以采取“早期预防”、“中

● 国家知的財産権局が「職務発明条例草案（送审稿）」についてパブリックコメントを募集する

先頃、国家知的財産権局は「職務発明条例草案（送审稿）」およびその説明を公布し、パブリックコメントを募集している。同時に、意見募集案 2012 年 11 月稿および意見まとめ、意見募集案 2012 年 8 月稿および意見まとめ、および三稿对照表を公布した。

送审稿の主な内容は以下の通りである。

発明の権利帰属について
優先原則を取決めた。企業は、企業の物質技術条件を利用して完成した発明の権利帰属を規則制度において規定し、または発明者を取り決めることができる。
発明に関する報告および知的財産権の出願について
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 発明者は企業の業務と関係のある発明を生み出した後、企業に対し報告した上で、当該発明が職務発明または非職務発明のいずれに該当するかに関する意見を提出しなければならない。 ▪ 発明者が非職務発明に該当すると判断した場合、企業は所定の期間内に回答しなければならない。さもなければ、発明者の意見に同意したものと見なされる。
職務発明者の奨励報酬について
奨励報酬に関する基本原則、奨励報酬確定の要素、支払い期限、発明者の知る権利、取決めがない状況における奨励報酬の最低基準、特別な状況における権益の保障が含まれる。

（里兆法律事務所 2014 年 5 月 9 日付に作成）

● 集团的労働事件の予防と対応

現在、中国における労働関係の個別的労働関係から集团的労働関係への移行および労働者の権益意識と行動意識の向上に伴い、中国での集团的労働事件（即ち、従業員がその利益要求の表現として、集団で作業を停止または集団で企業管理へ対抗するなど）の発生が絶えず上昇している傾向にある。

弁護士がこの種の事件を処理した経験によれば、現在、集团的労働事件を引き起こす主な要因は以下の 2 種類である。

1. 労働関係内容の変更にかかわるもの：企業が重大な経営事件（例えば、企業清算、操業停止、部門の整理統合、買収再編、移転など）に起因して、従業員の業務内容、職位などを調整する或いは労働契約の大規模な解除、終了を行う。
2. 具体的な労働待遇にかかわるもの：企業と従業員の間賃金、福利待遇、勤務時間、休暇などの関連労働待遇事項についての集团的紛争が発生する。

集团的労働事件は一般的に、突発的に発生するが、その発生要因は、通常、企業の日常の生産経営過程において既に存在している。集团的労働事件の発生確率を最大限に引き下げ、発生時の影響の程度を抑え

期评估”和“后期干预”的综合应对措施。

一、集体劳动事件未发生时的“早期预防”措施

1. **建立、健全合理、有效的劳动管理制度。**即，使相关劳动管理制度内容具有合法性、合理性、明确化，各项劳动管理制度形成体系化，最大限度地使员工了解、认同其自身在企业中所享有的权利，以及应履行的义务。企业也可考虑借助律师等外部机构协助进行前述劳动管理制度的梳理、整合工作。
2. **与工会等职工组织保持有效沟通。**即，企业注意与工会、职工代表大会等职工组织保持密切沟通，及时听取职工组织的意见、建议和诉求，并将其中的合理部分作为企业今后制定相应劳动规则和进行企业管理的参考依据之一；对于不合理的部分，则采取积极的态度进行响应，并适当予以疏导，以避免积累矛盾。
3. **与员工进行沟通、交流，进行早期干预。**即，企业可组织员工开展各种形式的集体活动（如，忘年会、恳谈会、律师见面说明会等），与员工进行面对面交流，第一时间了解员工的想法及要求，并可视具体情况采取解决问题、化解矛盾的措施，力争将今后可能引发集体劳动事件的因素在早期阶段适时解决、疏导。

二、集体劳动事件可能发生时的“中期评估”措施

1. **确认企业行为的合法性。**即，对于可能引发集体劳动事件的经营管理行为（尤其是在采取企业清算、停产、部门整合、并购重组、搬迁等重大经营行为时），企业应当事先确认其合法性，以便在发生集体劳动事件时，确保企业能够坚持本企业是合法经营管理行为这一立场，应对员工提出的相关诉求。
2. **制定应对预案。**即，企业就可能引发集体劳动事件的经营管理行为进行决策时，应当特别对发生集体劳动事件的可能性进行充分的预判，并在此基础上依法制定相应的集体劳动事件应对预案，事先指定可靠人员分工协作，对员工解释企业经营行为合理性，应对可能出现的意外情况。

るため、企業は「早期予防」、「中間評価」および「後期対応」の総合的な対応措置を講じることが考えられる。

一、集团的労働事件が未だ発生していない時点での「早期予防」措置

1. **合理的、有効な労働管理制度を構築、整備する。**即ち、関連労働管理制度の内容に適法性、合理性、明確性を持たせ、各種労働管理制度を体系的に形成し、従業員から、自身が企業において享受する権利、および履行しなければならない義務についての理解、賛同を最大限に得る。企業は弁護士などの外部機構の協力を得て前述の労働管理制度の整理、統合作業を行うことも考えられる。
2. **労働組合などの従業員組織と効果的な意思疎通を維持する。**即ち、企業は労働組合、従業員代表大会などの従業員組織と密接な意思疎通の保持に留意し、遅滞なく従業員組織の意見、提案および要求を聴取した上、その中の合理的な部分を企業が今後行っていく労働規則の制定および企業管理における参考根拠の一つとする。不合理な部分については、積極的な姿勢で返答し、適切に処理することで、矛盾の累積を回避する。
3. **従業員との意思疎通、交流を行い、早期に対応する。**即ち、企業は従業員の各種形式での集团的活動を実施し（例えば、忘年会、懇談会、弁護士との面談説明会など）、従業員と対面して交流することで、初期の時点で従業員の考え方および要求を把握した上、具体的な状況に応じて問題解決、矛盾解決の措置を講じ、今後集团的労働事件に発展するおそれのある要素を早期の段階で適時に解決、処理することが考えられる。

二、集团的労働事件発生のおそれがある時点での「中間評価」措置

1. **企業の行為の適法性を確認する。**即ち、集团的労働事件を引き起こす可能性のある経営管理行為（特に企業清算、操業停止、部門整理統合、買収再編、移転などの重大な経営行為を講じる際）について、企業は事前にその適法性を確認しなければならず、これにより、集团的労働事件が発生した場合に、企業が自社は適法な経営管理行為を行っているとの立場を堅持し、従業員が提起した関連要求に対応できるようにする。
2. **対応計画を策定する。**即ち、企業は集团的労働事件を引き起こすおそれのある経営管理行為について決定を下す際、特に集团的労働事件の発生の可能性について十分な事前判断を行った上、これに基づき、法に従って対応する集团的労働事件の対応計画を策定し、事前に信頼のおける人員を指定して分業連携を進め、従業員に対し企業経営管理行為の合法性について

説明し、出現するであろう予定外の状況に対応しなければならない。

3. **寻求相关政府部门的理解和支持。**即，企业预见到可能发生集体劳动事件时，可考虑事先向相关政府部门（如，企业所在地的劳动行政部门、公安部门、上级工会部门等）通报企业的员工情况以及企业对可能发生集体劳动事件的评估情况，使相关政府部门尽早介入，争取其理解和支持。
4. **聘请法律专业人士参与评估。**即，聘请律师等法律专业人士参与相关商讨、决策，为企业提供相关法律分析、风险评估，协助制定具体实施方案等，从而降低集体劳动事件发生的可能性，确保在万一发生集体劳动事件时可以依法予以应对。

三、集体劳动事件正在发生时的“后期干预”措施

1. **寻求相关政府部门的干预与协助。**即，在发生集体劳动事件时，企业可以考虑通过协调，争取使相关政府部门能够利用其权威性及公信力，参与并协助企业与员工进行沟通、协调。
2. **与媒体保持有效的沟通。**即，如相关媒体对企业发生的集体劳动事件进行关注时，企业可与相关媒体进行有效的沟通，阐明企业相关经营管理行为的合法性，最大程度避免产生不利于企业的媒体导向。
3. **聘请法律专业人士参与应对。**即，聘请律师等法律专业人士参与集体劳动事件的处理，协助企业与员工、相关政府部门进行交涉、沟通，协助企业确定具体的应对措施、方案等，从而减少企业与员工发生正面冲突的风险，保证集体劳动事件始终合法、及时地予以化解。

总之，集体劳动事件牵涉面广、社会影响大，一旦发生，可能给企业造成严重损失。为此，建议企业以及工会组织在日常劳动管理中能对员工反馈问题给予积极解决和疏导，保持与律师等法律专业人士的沟通，以有效避免、化解集体劳动事件。

（里兆律师事务所 2014 年 05 月 09 日编写）

3. **関連政府部門に理解および支持を求める。**即ち、企業が集团的労働事件の発生を予見した時点で、事前に関連政府部門（例えば、企業所在地の労働行政部門、公安部門、上級労働組合部門など）に企業の従業員に関する状況および発生するであろう集团的労働事件に対する企業の評価状況を連絡することで、関連政府部門を早期に介入させ、その理解と支持を得られるよう努めることが考えられる。
4. **法律専門家を招聘して評価に参加させる。**即ち、弁護士などの法律専門家を招聘して関連協議、決定に参加させ、企業への関連法的分析、リスク評価の提供を求め、具体的な実施方案などの制定に協力させることで、集团的労働事件発生の可能性を引き下げ、万一にも集团的労働事件が発生した場合には法に従って対応できるようにする。

三、集团的労働事件が現在発生している場合の「後期対応」措置

1. **関連政府部門の介入と協力を求める。**即ち、集团的労働事件が発生した時点で、企業は調整を通じて、関連政府部門がその権威と社会的信頼性を利用して、従業員との話し合い、調整に介入し企業に協力するよう努めることが考えられる。
2. **メディアとの効果的な意思疎通を維持する。**即ち、関連メディアが企業に発生した集团的労働事件に注目した際に、企業は関連メディアと効果的な意思疎通を行い、企業の関連経営管理行為の適法性を説明し、企業に不利なメディア誘導が行われることを最大限に回避することが考えられる。
3. **法律専門家を招聘して対応に参加させる。**即ち、弁護士などの法律専門家を招聘して集团的労働事件の処理に当たらせ、企業に協力して従業員、関連政府部門との交渉、話し合いを行わせ、企業に協力して具体的な対応措置、方案などを確定させることで、企業が従業員と正面から衝突するリスクを低減し、集团的労働事件が始終適法、遅滞なく解決することを保証する。

以上をまとめると、集团的労働事件は広い範囲にかわり、社会への影響が大きいと、一度発生すれば、企業に深刻な損失を生じさせるものと思われる。このため、企業および労働組合組織は日常の労務管理において従業員からの問題のフィードバックに対し積極的な解決および処理を行い、弁護士などの法律専門家との意思疎通を保つことで、集团的労働事件を有効に回避し、解決することが望ましい。

（里兆法律事務所が 2014 年 5 月 9 日付で作成）